

改正

平成29年2月23日告示第59号

令和2年3月25日告示第115号

令和3年3月22日告示第119号

安曇野市生垣設置等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、生垣の設置を奨励することにより、緑化の推進及び良好な住環境づくりを促進するとともに、震災時のブロック塀等の倒壊の危険を軽減するため、予算の範囲内で補助金を交付することについて、安曇野市補助金等交付規則（平成17年安曇野市規則第41号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 生垣 樹木を列状に植栽したものをいう。
- (2) ブロック塀等 コンクリートブロック造、コンクリート造、石造、れんが造、土造、その他組積造による塀及び門柱をいう。
- (3) 道路の後退線 4メートル未満の道路沿いに住宅等を建築する場合において、建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定による道路の中心線から水平距離で2メートルの線をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、市内に土地、建築物又は工作物を所有、管理、占有又は使用し、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市税を滞納していない者
- (2) 過去に本要綱の補助を受けていない者
- (3) 生垣を設置する土地を所有又は管理しており、当該土地に生垣を設置するために必要な権原を有する者
- (4) 他の法令等の規定により、同種の補助又は補償を受けていない者

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる生垣設置事業は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 生垣を設置しようとする者が所有、管理、占有又は使用している市内の土地に新たに生垣を設置するものであること。
- (2) 生垣の総延長が3メートル以上であること。
- (3) 植栽する苗木の間隔は、1メートル以内とすること。ただし、中高木を植栽の途中に入れる場合は、樹種に応じて植栽間隔を広くすることができる。
- (4) 樹高は、植栽の時点で50センチメートル以上であること。
- (5) 樹種は、ビャクシン類以外の種類のうち2種類以内とし、土地に適したものであること。
- (6) 敷地境界（幅員が4メートル未満の道路にあつては、道路の後退線）からおおむね50センチメートル以上後退して植栽すること。

2 補助金の交付の対象となるブロック塀等撤去事業は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 基礎を含めた全てを撤去すること。ただし、地上30センチメートル以下の基礎部分のうち、道路の後退線から敷地内にあるもので、縁石として利用するものは除く。

(2) 撤去する場所又は撤去する場所の一部に前項に規定する生垣設置事業を行うもの
(補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める費用とする。

(1) 生垣設置事業 次に掲げる費用とする。

ア 生垣の設置に要する苗木、土、肥料及び支柱に係る費用（造園業者等に設置を委託する費用を含む。）

イ 生垣設置に合わせ、四ツ目垣等を併設する場合は、その費用

(2) ブロック塀等撤去事業 ブロック塀等の撤去に要する解体、運搬及び処分に係る費用
(請負に要する費用を含む。)

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、次の各号に掲げる事業又は場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(1) 生垣設置事業 補助対象経費の2分の1。ただし、5万円を限度とする。

(2) ブロック塀等撤去事業 補助対象経費の2分の1。ただし、15万円を限度とする。

(3) 前2号を併用する場合 前2号の合計額

(交付申請等)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、安曇野市生垣設置等補助金交付申請書（様式第1号）に、案内図、現況写真、計画図及び見積書の写し、土地所有者の同意書（申請者が土地所有者でない場合に限る。）を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の決定をするときは、規則第6条に規定する補助金等交付決定通知書を当該者に交付しなければならない。

(補助事業の変更)

第8条 補助金の交付決定を受けた者は、補助金の交付決定後に補助事業の内容を変更するときは、規則第8条の2に規定する補助事業等変更（中止・廃止）承認申請書を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、補助事業の内容の変更が既に交付の決定を受けた額の変更（市長が認める軽微な変更を除く。）を伴うものである場合は、規則第8条の2に規定する補助金等交付変更申請書を市長に提出しなければならない。

3 前条第2項の規定は、市長が前2項の規定による申請を承認した場合に準用する。

(補助事業の中止又は廃止)

第9条 補助金の交付決定を受けた者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、規則第8条の2に規定する補助事業等変更（中止・廃止）承認申請書を市長に提出しなければならない。

2 第7条第2項の規定は、市長が前項の規定による申請を承認した場合に準用する。

(実績報告)

第10条 補助金の交付決定を受けた者は、補助事業が完了した日（前条に規定する廃止に係る

承認を受けた場合は、当該承認の日) から1月以内又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに安曇野市生垣設置等補助事業実績報告書(様式第2号)に、補助事業に要した費用を証明する書類及び完了後の現場写真(補助事業を廃止した場合を除く。)を添付して市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条の実績報告書の内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、規則第11条に規定する補助金等確定通知書をもって当該者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第12条 補助金の交付を受けた者は、後に虚偽の報告や不正が認められるときは、補助金額の全部又は一部を市長に返還しなければならない。

(生垣の育成)

第13条 この事業による補助金の交付を受けた者は、生垣の健全な育成を図るため、周囲に配慮するとともに、適正な管理に努めなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この告示は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

様式第1号 (第7条関係)

安曇野市生垣設置等補助金交付申請書

年 月 日

(宛先) 安曇野市長

申請者 住所又は所在地 _____ 番地
 (フリガナ)
 氏名又は名称 _____ ⑩
 電話 _____

安曇野市生垣設置等補助金交付要綱第7条の規定により、補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

なお、交付を取り消され、又は交付する額を超える補助金が交付され、補助金の返還を求められたときは、納期日までに納付します。また、納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した遅延損害金を併せて市に納付します。（該当する□にチェックしてください。）

所在地	安曇野市		所有者	
樹種			本数	本
数量	延長	m	高さ	m
補助内容	<input type="checkbox"/> 生垣設置のみ		<input type="checkbox"/> ブロック塀撤去後に生垣設置	
申請金額	_____ 円 (1,000円未満切捨て) (内訳) 生垣設置分 _____ 円 ブロック塀撤去分 _____ 円			
事業費	全体事業費(A)	市補助金(B)	自己負担額(A-B)	
財源内訳	_____ 円	_____ 円	_____ 円	
事業予定	着工予定日	年 月 日	完了予定日	年 月 日
市税納付 状況確認	私(法人(団体)を含む。)の安曇野市市税納付状況(税目・税額・申告の有無等)を建築住宅課が収納課に照会することに <input type="checkbox"/> 同意します <input type="checkbox"/> 同意しません 生年月日(_____ 年 月 日) (証明書の添付が必要になります。) ※同意する場合は、納付状況の確認に際し、申請者を特定するために必要な情報となる「生年月日」の記入をお願いします。			
同意しない場合には、市税の課税の有無にかかわらず、最寄りの市役所・支所納税担当課において交付される「市税の滞納がないことの証明書」(申請日前30日以内に交付を受けたものに限り)を添付して申請してください。(1通300円の手数料が必要です。)				
添付書類	案内図(住宅地図の写し等、住宅等の所在(位置)が分かる図面) 現況写真(施行前の事業予定箇所の現場写真) 計画図(生垣設置図面・ブロック塀撤去図面) 見積書(業者による見積書の写し又は自営工事見積書) 申請者が土地所有者でない場合は、土地所有者の同意書			

(申請に際しての注意事項)

- 1 生垣設置図面（ブロック塀撤去図面）には、生垣の設置場所が分かるように、配置図（敷地図）に生垣の設置場所、寸法を朱書きで記入してください。ブロック塀撤去の場合は、敷地図に場所と、高さ・長さ・厚みを明記してください。
- 2 見積書には、生垣の樹種、本数、樹高、枝張りの寸法を明記してください。
(業者見積りのほかご自身で購入される場合は、別紙1に記入してください。)
- 3 「市税の滞納がないことの証明書」の交付に当たっては、市税を10日以内に納付した場合は、納付状況を確認できない場合があるため「市税の滞納がないことの証明書」の交付を受ける際に、領収書や通帳等納付した事実が分かる書類をお持ちください。

様式第2号 (第10条関係)

安曇野市生垣設置等補助事業実績報告書

年 月 日

(宛先) 安曇野市長

申請者

住所 (又は所在地)

氏名 (又は名称)

印

年 月 日付け 第 号に係る事業が次のとおり完了したので報告します。
(該当する□にチェックしてください。)

事業完了の年月日	年 月 日
補助事業の内容及び 成果	<input type="checkbox"/> 生垣設置のみ <input type="checkbox"/> ブロック塀撤去後に生垣設置
交付の確定を受けた い補助金の額	円
(そ の 他)	

***** 以下は、職員が記入します。 *****

上記の報告事項に基づいて下記項目等により審査しましたから、意見を付して報告します。

年 月 日

審査結果の意見	審査担当者職氏名 印

審査項目	補助事業に要した費用を証明する書類 <input type="checkbox"/> 領収書 <input type="checkbox"/> 口座振込依頼書等 (注1)	
	完了後の現場写真 (要綱第4条の補助対象事業確認)	

注1 口座振込依頼書の場合、振込先、金額及び振込の事実が確認できる書類を添付すること。